

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 7 月 31 日現在

機関番号：35305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370846

研究課題名(和文) 清朝雍正年間の八旗改革と旗人官僚の任用に関する研究

研究課題名(英文) Research in the Reforms of the Eight Banners during the Reign of Emperor Yongzheng of the Qing Dynasty and the Appointment of Bannermen Bureaucrats

研究代表者

鈴木 真 (SUZUKI, Makoto)

ノートルダム清心女子大学・文学部・准教授

研究者番号：60400610

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、清朝の第五代皇帝・雍正帝(在位1722～1735)の治世における旗人官僚の登用について分析した。その特徴と、雍正帝のおこなった八旗改革との関係を明らかにすることで、当該時期における宮廷内の権力構造についても再検討した。雍正帝は即位後、皇子時代の旧臣らの能力や適性を見極め、かれらを手駒として効果的に要職に登用していった。その一方で、下五旗の旗王(有力皇族)麾下の旗人官僚については、自らの支配する上三旗に所属替えをおこなう方法(「移旗」)によって、新たな上三旗を構築していった。ただしその際には、雍正帝が旗王に配慮を示し、既存の八旗内の構造の温存に留意していたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research analyzes the appointment of bannermen bureaucrats during the reign of Emperor Yongzheng (1722-35), fifth emperor of the Qing Dynasty. The structure of authority in the court during this period was also reexamined by clarifying the characteristics and relationship to the reforms of the Eight Banner implemented by Emperor Yongzheng. Upon his accession as emperor, he assessed the capabilities and qualifications of former vassals while he was imperial prince and effectively appointed them to important posts as pawns. Meanwhile, he formed a new Upper Three Banners structure by changing the affiliation of bannermen bureaucrats who were attached to banner princes (powerful imperial family members) of the Lower Five Banners to the Upper Three Banners that ruled them. The research also clarified that, at this time, Emperor Yongzheng showed consideration for the banner princes and was careful to preserve the existing eight banner structure.

研究分野：人文学

キーワード：清朝 雍正帝 八旗 旗人官僚 旗王 史料史書 移旗 乾隆帝

1. 研究開始当初の背景

本研究「清朝雍正年間の八旗改革と旗人官僚の任用に関する研究」に着手した研究背景は、以下の通りである。

(1)近年の清朝(1636~1912)研究の重要な議論のひとつとして、当該王朝において権力構造の根幹を形成する八旗制度をどのように捉えるべきか、という問題がある。この問題については現在に至るまで議論が継続している。こうした議論は、おおむねふたつの見解()に大別できる。

すなわち、ハン=皇帝と、旗王(有力皇族)とが、それぞれ八旗の各軍団を支配して自らの権力基盤としており、それが清朝政権の特徴のひとつとみなす見解と、旗王が各旗を実質的に掌握していたわけではなく、ハン=皇帝が八旗を一元的に支配していたとみなす見解である。

こうした議論は主に清初の時期を対象としておこなわれており、本研究採択後の2015年に、代表的な論者によって著作のかたちでまとめられた。 の見解に立つ杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』と、 の見解に立つ谷井陽子『八旗制度の研究』とである。現在では、両著書の成果に基づき、議論が一層深められている。

(2)上述した の見解の何れを妥当なものとするにせよ、八旗の構造をどのように捉えるべきかという論点は、本研究の中心的存在である第五代皇帝雍正帝(在位1722~1735)を、清朝史上においてどのように位置づけ、また評価すべきかという問題にも大きく関わってくる。

すなわち、通説において雍正帝は、八旗改革を実行して旗王に超越し、八旗の一元的支配を実現したとも理解されてきた。その雍正帝が旗王による八旗の分有という伝統的体制をどのように考えていたのか、また雍正帝が皇帝として、旗王麾下の旗人を王朝の官僚として登用するに際して、どのような任用特徴がみられるのかという問題の解明が、上述の議論にも関連してくるのである。

2. 研究の目的

上述のような背景を踏まえた上で、本研究「清朝雍正年間の八旗改革と旗人官僚の任用に関する研究」の目的は、清朝の第五代皇帝雍正帝による旗人官僚任用のパターンを探り、その特徴と八旗改革(とくに旗王に対する統制)との関係を解明することによって、雍正年間における宮廷内の権力構造を再検討することにある。

とくに即位後の雍正帝が、自身と関係の深い旗人たち(母系氏族、后妃の里方氏族、皇子時代の旧臣たち、皇帝家の側近的・家人的

存在である包衣人たち)をどのように登用していったのか、それが、他の旗王の麾下にある下五旗の旗人官僚を登用していくパターンと比較してどのような相違があるのかについても明らかにしようとした。

それによって、雍正帝が八旗のすべてを掌握し、旗王たちに超越する存在であったのかという問題にも何らかの手がかりを提供できると考える。

3. 研究の方法

本研究の根幹となるのは、雍正朝の旗人官僚たちの出身氏族・所属旗・所属ニル・所属旗王に関する情報であり、それらを可能な限り網羅的に蒐集することが必要となる。

そのため、本研究では手始めに、未公刊の史料では『玉牒』を、刊行されている史料では『愛新覚羅宗譜』(全30冊、学苑出版社、1998)・『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』(全40冊、江蘇古籍出版社、1986)・『清代官員履歷檔案全編』(全30冊、華東師範大学出版社、1997)・『雍正朝内閣六科史書・吏科』(全83冊、広西師範大学出版社、2002)等の大型史料集をあらためて細見し、旗人官僚に関する膨大なデータを蒐集することに努めた。

また、科研費の予算で、『北京図書館蔵家譜叢刊民族巻』(全100冊、北京図書館出版社、2003)を購入し、やはり同様に、旗人官僚に関するデータ、とくに家譜にのみ記録される親族関係や婚姻関係のデータを蒐集した。

このようにして蒐集した旗人のデータは断片的なものであり、それらを組み合わせ、慎重な人物比定をおこなった上で、政治史関係の史料と照合し、本研究を進めていった。

4. 研究成果

(1)まず、雍正帝の皇子時代(鑲白旗の旗王のひとりである雍親王の時代)の旧臣たちが、雍正帝の即位後にどのように登用・抜擢されているかを、新たに判明したデータを中心に、詳細に跡付けた。雍正帝の旧臣らは、宮廷内や京師の各衙門内だけではなく、各省に散らばっており、雍正帝と旧臣らとの関係が継続していた場合、雍正帝は全国各地から情報入手できる状況にあった。またかつて指摘したように、雍正帝はさらに財政上の重要なポストを選び、かれら旧臣を貴重な手駒として活用していった。

その証左として、雍正帝の即位後、旧臣グループは、雍正帝の第三皇子の麾下に配属され、第三皇子の失脚後は第八皇子の麾下に、そして第八皇子の夭折後は、雍和宮(旧雍親王府)の所属へとあらためられた。かつての旧臣たちは、一貫して雍正帝の意思を反映させやすい場所に留め置かれていたのである。

(2)加えて今回の研究で明らかになった事実は、雍正帝の旧臣たちでも高位顯職にのぼった旗人官僚は決して多くはなく、雍正年間を通して、地方の下級官僚や武官のままで終える旧臣のほうが多かった。その意味では、雍正帝は旧臣たちの能力や適性を慎重に見極め、登用するに足る者だけを引き上げていったと考えられる。

(3)また、今回の研究で確認できた事実は、雍正帝の旧臣たちのうち、包衣人(booi nirui niyalma)に分類される家人・近臣グループの中に、雍正帝の第四皇子弘曆(のちの第六代皇帝乾隆帝)の母系氏族が所属していたことである。諸史料の照合の結果、弘曆の母系氏族は当初は漢人風の「錢氏」を称しており、この事実は、乾隆帝の母系ニオフル氏の尊卑の問題、雍正帝の皇位継承者問題にも大きく関わってくると考えられる。

しかし、弘曆の母系氏族の面々は、雍正帝即位後にもほとんど栄達しておらず、官職も下級のまま据え置かれていた。たとえ旧臣であり、しかも后妃の同族であったとはいえ、雍正帝による旗人官僚登用の基準が、厳格であったことが、この点からもうかがえる。

(4)そうした雍正帝が、手駒・人材不足解消のためにおこなった方策が、下五旗の旗王の麾下から条件に合う旗人官僚を選び出し、自らの上三旗へと所属替えをおこなうことであった(移旗)。

この移旗政策は雍正帝即位当初からおこなわれ始め、とくに雍正元年春には総督・巡撫といった地方の最上級の行政長官をはじめ、布政使や按察使といった地方高官らを次々と上三旗に移旗させ、重要な地位にある旗人官僚を旗王の麾下から外していった。

しかし個別具体的にみていくと、雍正帝は闇雲に有力な旗人官僚を移旗していったわけではなかった。そうした旗人官僚が主人である旗王とどのような関係にあるのか、また出身氏族、所属するニルの種類などを考慮したうえで移旗をおこなっていたのである。

こうした移旗の事例から判断する限り、雍正帝は、八旗を名実ともに一元的に支配しようとしていたわけではなく、既存の八旗の伝統的な構造を維持しようとしていたと考えられる。

(5)本研究において得られた成果は、上述の、谷井陽子『八旗制度の研究』・杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』の議論を考える上でも、何がしかの参考になるのではないかと考えられる。

なお、この両著作に対する私見は、書評のかたちで発表している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

鈴木真「書評：杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』」(『内陸アジア史研究』32, 2017.3) 査読有

鈴木真「雍正帝の後妃とその一族」(『史境』71, 2016.3) 査読有

鈴木真「書評：谷井陽子著『八旗制度の研究』」(『満族史研究』14, 2015.12) 査読有

鈴木真「鑲白旗雍親王家の人びと」(『社会文化史学』58, 2015.3) 査読有

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 真 (SUZUKI Makoto)

ノートルダム清心女子大学・文学部・准教授

研究者番号：60400610

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()